

銚田市告示第79号

令和7年度銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年4月18日

銚田市長 岸田 一夫

令和7年度銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、有害鳥獣捕獲者の確保及び強化を図り、当該鳥獣による農作物の被害を防止するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象事業のうち、狩猟免許取得に係る補助(以下「狩猟免許取得補助」という。)の対象となる者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条2項に規定するわな猟免許(以下「免許」という。)を令和7年度に取得した者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 免許取得及び交付申請時点において銚田市内に住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている者であること。

(2) 免許取得後は、市内の有害鳥獣捕獲事業に協力することを誓約できる者

(3) 交付申請日に納期限が到来していないものを除いて市税及び保険料(介護保険料及び後期高齢者医療保険料。以下「市税等」という。)の未納がない者

2 補助金の対象事業のうち、電気柵等設置事業による補助(以下「電気柵等設置補助」という。)の対象となる者は、鳥獣による被害を受けるおそれのある農地(家庭菜園は除く。)に電気柵又はネット柵を設置する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 対象柵の購入及び交付申請時点において市内に住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている者又は市内に所在のある法人であること。

(2) 前号に規定する者の属する世帯員全員に申請日に納期限が到来していないものを除いて市税等の未納がない者

(3) 同一年度内に電気柵等設置補助を受けていない者

(補助対象経費、補助率及び上限額等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の事業種目、内容、補助対象経費、補助率及び上限額等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業のうち、狩猟免許取得補助の交付を受けようとする者は、銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、令和7年5月1日から令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 免許取得予備講習会における受講料の領収書の写し
- (2) 免許申請手数料の領収書の写し
- (3) 免許合格証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業のうち、電気柵等設置補助の交付を受けようとする者は、銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付申請書(様式第1号の2)に、次の書類を添えて、令和7年5月1日から令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費に係る領収書の写し(購入日は令和7年4月1日から令和8年2月27日までの間で、かつ、宛名は申請者のものに限る。)
- (2) 導入資材内訳書(資材品名、規格、数量、単価及び金額が分かるもの。)
- (3) 設置場所がわかる位置図
- (4) 設置状況写真(設置箇所全体と導入資材の確認ができるもの。)
- (5) 市外農地に設置する場合は、当該農地がある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、確定したときは、当該交付の申請をした者(以下「交付申請者」という。)に対し、銚田市鳥獣被害防止対策補助金確定通知書(様式第2号)により、これを通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、当該交付申請者に対し、銚田市鳥獣被害防止対策補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 交付申請者は、前条2項の規定により補助金確定通知を受けたときは、速やかに銚田市鳥獣被害防止対策補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があつたときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別 表

事業種目	内容	補助対象経費	補助率	上限額	
狩猟免許取得補助	鳥獣による農作物等への被害対策として、鳥獣を捕獲するために必要なわな猟免許の取得に要する費用への補助。	わな猟免許取得に係る補助対象経費	対象経費の 10/10	—	
電気柵等設置補助	鳥獣による農作物等への被害対策として、電気柵等を設置するための費用への補助。	電気柵設備購入費 ただし、設置等の工事にかかる費用は除く。	対象経費の 1/2 ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。	市内農地に設置	12 万円
		ネット柵設備購入費 ただし、設置等の工事にかかる費用は除く。		市外農地に設置	6 万円
				市内農地に設置	2 万円
				市外農地に設置	1 万円

この要綱に定める電気柵等設置補助の交付回数は、1世帯につき1回を限度とし、上限額を12万円とする。

銚田市長 殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先

銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付申請書

銚田市鳥獣被害防止対策補助金の交付について、銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 事業内容

対象事業	対象経費	申請額
狩猟免許取得補助	免許取得予備講習会受講料	円
	免許申請手数料	円
合 計		円

3 添付資料

- (1) 免許取得予備講習会における受講料の領収書の写し
- (2) 免許申請手数料の領収書の写し
- (3) 免許合格証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

銚田市長 殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先

銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付申請書

銚田市鳥獣被害防止対策補助金の交付について、銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円
経費内訳

補助対象経費 ①		補助率 ①× 1/2 (1 円未満切捨て)	補助金交付申請額 (1,000 円未満切捨て)
市内農地	円	円	円
市外農地	円	円	円
合 計			円

2 設置場所及び事業内容

(1) 設置場所 _____

(2) 事業内容

対象事業		設置面積	延長(周囲)	加害獣	被害作物
電気柵設備購入	市内農地	a	m		
	市外農地	a	m		
ネット柵設備購入	市内農地	a	m		
	市外農地	a	m		

3 添付資料

- (1) 導入資材内訳書(資材品名, 規格, 数量, 単価及び金額が確認できるもの)
- (2) 対象経費に係る領収書の写し(宛名は申請者, 日付は年度内のものに限る)
- (3) 設置場所がわかる位置図
- (4) 設置状況写真(設置箇所全体と導入資材の確認ができるもの)
- (5) 市外農地に設置する場合は, 耕作証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

銚田市長

⑩

銚田市鳥獣被害防止対策補助金確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった銚田市鳥獣被害防止対策補助金について、銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の確定額 _____ 円

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

銚田市長

⑩

銚田市鳥獣被害防止対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった銚田市鳥獣被害防止対策補助金について、銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由：

年 月 日

銚田市長 殿

申請者 住 所
氏 名

㊟

銚田市鳥獣被害防止対策補助金請求書

銚田市鳥獣被害防止対策補助金の確定を受けたので、銚田市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 _____ 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 農協 店
口座番号	
口座種別	普通 ・ 当座
(フリガナ)	
口座名義人	